

# 令和8年度 香南市放課後児童健全育成事業

## 放課後児童クラブ入会案内

野市小学校第一・第二・第三・第四児童クラブ

佐古小学校第一・第二児童クラブ

野市東小学校第一・第二児童クラブ

赤岡小学校若杉児童クラブ

夜須小学校夜須はーと児童くらぶ



### <問い合わせ先>

香南市教育委員会 こども課 こども係

〒781-5292

香南市野市町西野2706（市役所6階）

TEL 50-3021

### 【注意事項】

受付期間を過ぎてからの申込や、入会希望者が募集人数を超えた場合、あるいは支援員の配置状況等によって受入ができない場合があります。  
ご了承ください。

# ◆ 1. 放課後児童クラブとは…

保護者が就労等により専門家庭にいない小学1～6年生の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであります。

## 【開設内容】

開設期間　： 令和8年4月2日（木）～令和9年3月31日（水）

※4月1日（水）は、新年度準備のため休会とします。ご了承ください。

※新1年生につきましては、新たな小学校生活への不安等もあると思いますので、

入学式後からの利用とされる等、ご家庭での配慮をお願いします。

開設時間　： 学校のある日…下校～18時（延長保育 18時30分まで）

1日開設日【長期休み（春・夏・冬休み）、学校代休日、毎月第一土曜日】

…8時～18時

※1日開設日【長期休み、学校代休日、毎月第一土曜日】は、延長保育はありません。

※開設時間を守り、児童クラブの利用をお願いします。

※開設時間外の保育依頼は、理由に関わらず、全てお断りいたします。

休会日　： 土曜日（第一土曜日を除く）、日曜日、国民の祝日にに関する法律に定める休日

4月1日（水）（新年度準備のため）

12月29日（火）～翌年1月3日（日）

※臨時休会については随時連絡します。

家庭保育協力日　： 8月13日（木）・14日（金）

（お盆期間：ご家庭で保育可能な場合はご協力お願いします）

## 【香南市野市小・佐古小・野市東小・赤岡小・夜須小学校区の放課後児童クラブ一覧】

小学校区	児童クラブ名	住 所	電話番号	募集人数
野市	野市小学校 第一児童クラブ	野市町西野613 (小学校グラウンド北2階建て1階)	56-1589 080-2853-1478	165名
	野市小学校 第二児童クラブ	野市町西野612-2 (小学校グラウンド北東)	080-1996-3559	
	野市小学校 第三児童クラブ	野市町西野617-1 (小学校グラウンド北西)	080-2853-5255	
	野市小学校 第四児童クラブ	野市町西野613 (小学校グラウンド北2階建て2階)	080-1985-6950	
佐古	佐古小学校 第一児童クラブ	野市町母代寺72-1 (小学校グラウンド南)	56-5815 080-2853-1479	80名
	佐古小学校 第二児童クラブ		090-3188-6828	

小学校区	児童クラブ名	住 所	電話番号	募集人数
野市東	野市東小学校 第一児童クラブ	野市町中ノ村 770 (小学校敷地内校舎東)	090-6880-1701	70 名
	野市東小学校 第二児童クラブ		54-3309 080-2853-1480	
赤岡	若杉児童クラブ	赤岡町 1327-1 (赤岡保健センター内)	090-6886-5816	20 名
夜須	夜須はーと 児童くらぶ	夜須町西山 13-2 (小学校グラウンド内南)	55-5602 090-8881-9799	30 名

## 2. 入会の申込について

### 入会基準

#### 【1・2 年生】

- 常態として放課後（夏休み入会の場合は8時～18時）に児童を保育できない時間帯のある家庭。  
ただし、14時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方、1日の勤務時間が4時間未満の方は原則入会できませんので、ご了承ください。

#### 【3 年生以上】

- 常態として放課後（夏休み入会の場合は8時～18時）に児童を保育できない時間帯のある家庭。  
ただし、15時までに勤務が終了する方や就労日数が週3日未満の方、1日の勤務時間が4時間未満の方は原則入会できませんので、ご了承ください。

#### 【共通事項】

- 令和8年度に各児童クラブのある小学校に学籍のある1～6年生の児童。
- ※低学年（1年生）から順番に、入会基準を満たす児童の入会決定を行います。
- 募集人数を超えると、対象の学年から入会審査選考基準に基づき、選考を行います。
- 学年や就労状況等により入会できない場合がありますので、ご了承ください。

### 申込詳細

#### 受付期間

- 4月入会…令和8年1月5日（月）～16日（金）
- 途中入会…隨時受付 ※入会希望日の1か月前には提出してください。

#### 受付場所

- 香南市教育委員会こども課（香南市役所本庁舎6階）  
平日 月～金曜日… 8時30分～17時15分
- 各児童クラブ 学校のある日…14時～18時30分  
1日開設日… 8時～18時

## 提出書類

I 入会申込書（裏面の「個人情報の取り扱いや利用等に関する同意書」を含む）

II 審査・選考に必要な書類一式（下記表とP.4・P.5をご覧ください）

放課後にご家庭で保育できないことの確認書類です。父母及び令和8年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居（★）の兄姉・祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母等の就労等に関する必要書類の提出が必要です。

★「同居」とは、生計の同一の有無あるいは扶養の有無は関係なく同一家屋に居住していることをさします。同一敷地内に別家屋で祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母等が居住している場合も「同居」とみなしますので就労等に関する必要書類の提出をお願いします。

### 審査・選考に必要な添付書類一覧

#### 就労等に関する必要書類

類型	必要な添付書類（すべて）		
就労	被雇用者	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 出勤簿やタイムカードの写し ↳（※変形・裁量労働制の方のみ）	就労証明書は証明日から3か月以内のもの
	自営業	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 自営業の証明 (営業許可証、確定申告書等、営業の確認ができる書類の写し)	変形労働制…シフト・不規則・夜勤労働等の方 裁量労働制…労働者が自身の裁量で勤務時間を管理されている方
	内職	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール (※申立書裏面) <input type="checkbox"/> 内職の分かる資料 (委託契約書、発注書、委託費振込通知書の写し等)	就労実績の確認のため、直近3か月（令和8年4月入所希望の方は、令和7年10・11・12月）の出勤簿やタイムカードの写しを添付
就学又は職業（技能）訓練		<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 在学証明書、学生証 等 <input type="checkbox"/> 就学時間の分かるもの（※時間割等）	
求職活動		<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 求職活動中であることの確認できる書類 (※ハローワーク受給者票の写し、雇用保険受給者証等)	
出産		<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 就労証明書 (※復職予定日の記載が必要) <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	母子手帳の写しは ・母の氏名 ・出産予定日 が記載されたページ
疾病等	入院疾病	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 診断書（※市指定、または同内容を具備するもの）	
	障害等	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し	

	介護・看護	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール (※申立書裏面) <input type="checkbox"/> 介護・看護の状況が分かるもの	介護・看護の状況が分かるものとしては、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等
災害		<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書	
その他上記に類する状態として市が認める場合		<input type="checkbox"/> 状況が分かるもの	

#### 児童に関する必要書類（該当する場合のみ）

項目	必要な添付書類
障がいを有する児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳や療育手帳等の写し</li> <li>証明日から3か月以内の診断書もしくは意見書</li> </ul> <p>※上記のいずれか1つで可</p> <p>※特別支援学級または通級指導教室に通っている場合はその旨を入会申込書へ記載</p>
配慮が必要な疾病等を有する児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明日から3か月以内の診断書もしくは意見書</li> </ul> <p>※小学校において医療的ケアの実施を受けている場合は、入会申込書にその旨を記載</p>
社会的擁護が必要な児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>市健康対策課長等が発行した社会的擁護が必要なことが記載された意見書</li> </ul>

#### 世帯に関する必要書類（該当する場合のみ）

項目	必要な添付書類
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、国民年金証書（遺族基礎年金）のいずれかで、受給種別及び受給者氏名の分かれるページの写し、または戸籍謄本・抄本（離婚日・死別日記載のもの）の写し
単身赴任世帯	就労証明書に就労先住所が明記されていること

#### III 第一土曜日利用希望届（希望者のみ）

就労証明書に土曜日も勤務があることを明記されたものをご提出ください。

#### IV 学校のある日の延長保育利用希望届（希望者のみ）

就労時間が18時を超える又は勤務場所から帰宅や迎えが18時を超えることが原則です。

就労証明書等で確認できるようにしてください。

部数が足りない場合はコピーしていただくか、こども課・各児童クラブまでお申し出ください。

**入会決定** ■4月入会…令和8年2月下旬頃

■途中入会…随时（ただし、空きがある場合に限ります）

## 夏休み入会について

(6月下旬以降、市ホームページ掲載予定)

夏休み期間休会する児童がいる等空きが出た場合に案内させていただきます。

※冬休み及び春休みにつきましては、募集がありませんので、ご了承ください。

### ⑤備考・注意

- ・兄弟姉妹で申込される場合は証明の必要な世帯員1人につき1部の提出でかまいません。
- ・「就労証明書」は、勤務先で記入していただいてください。証明の押印は不要です。  
記入内容について勤務先に問い合わせることができます。予めご了承ください。
- ・「就労証明書に関する申出書」は、令和8年度特定教育・保育施設（保育所等）への入所申請等に添付する就労証明書を提出しており、その提出済みの就労証明書を代わりとする場合に提出してください。この申出書内の下段「注意事項等」を必ず確認してください。
- ・夜勤就労の場合、翌日の終業時間に休息時間（9時間）を加えた時間が、1～2年生は14時を超える、3年生以上は15時を超える場合において、夜勤明けの日を就労日とします。
- ・育児休業中（両親とも育休取得の場合も同様）及び求職中の方は、定員（複数の児童クラブがある小学校ではその定員の合計）に10%以上の空きがある場合は入会することができます。
- ・育児休業中で、令和8年4月入会を希望の方は、同年5月14日までに復職（現場復帰）することを条件として、申込できます。入会決定後、育児休業延長により同年5月14日までに復職されていない場合は、同年5月31日をもって退会となります。なお、途中入会の場合は、入会月の翌月14日までに復職することを条件とし、復職されていない場合は、入会月の翌月末をもって退会となります。
- ・転入予定で入会申込をされる方は、令和8年4月1日までに香南市へ転入することが条件となります。  
期日までに転入ができない場合は、入会決定を取り消します。
- ・有期雇用の方、または職業（技能）訓練を受講されている方は、雇用（受講）期間終了後の翌月末までに雇用期間を延長（更新）した就労証明書もしくは新たな就労証明書の提出又は求職活動の申立書を提出してください。
- ・入会申込受付期間中に就学中で、令和8年3月31日までに卒業する場合は、同年4月30日までに就労証明書を提出してください。
- ・放課後児童クラブの保護者負担金を滞納している世帯は、入会申込書提出後に面談等を実施させていただきます。面談が実施できない場合は、入会審査において不利になる場合があります。
- ・内容に不正が認められた場合は、入会決定を取り消すことがあります。
- ・入会申込書提出以降、内容に変更が生じた場合等は、年度途中で再提出をお願いすることができます。予めご了承ください。

### 3. 児童クラブでの生活について

#### ①指導方針

心和む雰囲気のなかで情緒の安定を図り、基本的な生活習慣を身につけることを目指します。遊びや集団活動を通じて豊かな情操や自主性、創造性、社会性のある子どもを育てます。

#### ②児童クラブでの1日の流れ

下校時間や各児童クラブで多少の違いはありますが、概ね下記のような流れで過ごします。

感染症等の予防のため、登会時等に手洗いをしますのでハンカチの持参をお願いいたします。

また、37.5℃以上の発熱がある場合は登会できませんのでご了承ください。

登会後、発熱や咳・のどの痛み等の風邪症状が認められる場合は連絡させていただきますので、至急お迎えに来ていただくようお願いいたします。

#### ■学校のある日

下校  	あいさつ 学習 おやつ 遊び  片付け・掃除 帰りの準備 あいさつ 延長保育 (届出者のみ)  18:00 18:30	…健康状態のチェック …連絡帳支援システムの確認 …自主的に取り組めるよう習慣づけ  …自由遊び 屋内：読書、ブロック、折り紙等 屋外：ボール遊び、遊具遊び、鬼ごっこ等 …本やおもちゃの片付け、掃除 …帰宅準備、連絡事項の伝達、安全指導  …帰宅  …
--	---	--

#### ■1日開設日

8:00  9:00 10:00 P M 12:00 13:00 15:00 16:30  18:00	あいさつ 朝の会 学習 遊び  昼食 遊び おやつ 遊び 片付け・掃除 帰りの準備 あいさつ 終了	…健康状態のチェック …連絡帳支援システムの確認 …出欠確認、今日の予定を説明 …自主的に取り組めるよう習慣づけ …自由遊び …集団遊びや野外活動等のイベント  …自由遊び  …自由遊び …本やおもちゃの片付け、掃除 …帰宅準備、連絡事項の伝達、安全指導 …帰宅
---	---	---



### ③児童クラブでの学習指導について

児童クラブは学校や塾ではありませんので、支援員ができるのは学習の習慣づけまでです。

子どもが意欲的に学習できるよう、宿題等には保護者の方が目を通してあげてください。

※児童クラブ内で小学校から貸与されるタブレット端末を使用することができます。

### ④児童クラブからの帰宅方法について

令和8年度から、原則1人帰りとします。1人あるいは複数人で歩いて帰宅させる場合は、交通事故等に十分気をつけて帰らせるようにしてください。

児童クラブでも交通安全についての声掛けを行いますが、ご家庭でも指導をお願いします。

お迎えに来られる場合は、18時（学校のある日の延長保育利用の場合は、18時30分）までにお越しください。

春休み期間に児童クラブを利用される新1年生については、必ず保護者の方のお迎えをお願いします。

### ⑤お弁当について

1日開設日や学校が午前中で終わり給食がない場合等は、必ずお弁当を持たせてください。子どもがお金を持って買い物に行くことはできません。また、お弁当の温めや、お湯の提供等もできません。

### ⑥ご家庭と児童クラブとの連絡について

児童の入退室時間はじめ欠席や帰宅時間、お迎えの方等の連絡、

児童クラブからのお知らせについては連絡帳支援システムで、随時の

連絡については電話等で行います。また、緊急時のために電話にはいつでも出ることができるようご配慮ください。



### ⑦第一土曜日の開設について

土曜日の開設は、毎月「第一土曜日のみ」です。

利用にあたっては「第一土曜日利用届」の提出をお願いします。

月の途中で必要になった場合は、前月20日までに利用届の提出をお願いします。

利用日の前日等直前に申し出された場合は原則利用ができませんので、ご了承ください。

お弁当、水筒、学習道具、食べきれる量のおやつを持たせてください。

休まれる場合は1週間前までに児童クラブに連絡をお願いします。

※令和9年1月2日（土）は、休会日です。

### ⑧その他

児童クラブの施設・備品等を破損された場合、原則として当事者の実費弁償となります。

また、他人に迷惑をかける行為や言動等を確認し、児童クラブの運営に支障をきたすと判断した場合は、退会を勧告する場合がありますのでご了承ください。

## 4. 児童クラブの運営について

子どもたちが「児童クラブに行きたい」と思える環境をつくっていくため、保護者会、クラブ行事等への参加をお願いすることができます。ご協力をお願いします。

## 5. 保護者負担金等について

### ① 保護者負担金（保育料）

月額 6,500 円 （8月は 11,000 円） ※おやつ代含む

登録いただいた口座からの振替となります。振替日は毎月 25 日（25日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。事前に通帳残高の確認をお願いします。

※滞納されると児童クラブの運営に支障をきたしますので、やむを得ず退会していただくことがあります。

※日割り計算はありません。ただし、夏休み休会については、期間を定め負担金の変動があります。

※欠席や休会した場合でも、保護者負担金は発生します。（0円にはなりません）



### ② 保護者負担金（延長保育料） **※事前登録制で学校のある日の平日のみ延長保育あり※**

月額 500 円 （8月は0円）

延長保育の利用児童は、①の月額保護者負担金に合算した金額を登録口座から振替します。

延長保育が利用できる基準は、保護者等の就労時間が 18 時を超える又は勤務場所からの帰宅やお迎えが 18 時を超えることを原則とします。

ただし、個別事情がある場合は、利用希望届にその理由を詳細に記入してください。

※4月、7月、12月、1月、3月の月途中から長期休みが始まる（終わる）月、台風等による臨時休会や学校代休日があった月でも、延長保育料は月額 500 円となりますのでご了承ください。

#### 【注意事項】

大雨・洪水・台風・インフルエンザや新型コロナウイルス等による臨時休会を行った場合、保護者負担金（保育料・延長保育料等）の免除・還付等は行いません。ただし、大規模な自然災害が発生した場合や新型のウイルス等の感染拡大を防止するための場合は、状況に応じて返金等を行うか判断します。

### ③ 保護者負担金（閉所時間超過料） **※児童を預かるための費用ではありません※**

保護者負担の公平性確保のため、万が一閉所時間を超過した場合（18 時又は 18 時 30 分）、学校のある日、1 日開設日（長期休み、学校代休日、第一土曜日）ともに、下記表の超過料金がかかります。

1 ヶ月の合計超過料金を①の月額保護者負担金に合算した金額を、翌月に登録口座から振替します。

	学校のある日		1 日開設日 (長期休み、学校代休日、第一土曜日)
	通常利用者	延長保育利用者	
時間	<u>18 時 01 分から 30 分毎に</u>	<u>18 時 31 分から</u>	※延長保育なし
閉所時間 超過料金	100 円		通常利用者に準じる

※ 19 時 01 分を超過した場合、全ての利用者に対し 30 分毎に 500 円の超過料金がかかります。

※ 閉所時間を超過させないために児童を外で待たせる等の対応は、児童の安全確保の観点から承諾できませんので、ご了承ください。

#### ④ スポーツ安全保険料

年額 800円（途中入会の場合も同額）

児童クラブで安心して活動していただくために、万が一のけがや賠償責任の事故への備えとして、スポーツ安全保険へ加入をします。

令和8年4月27日（月）の4月分保護者負担金と合算して、保険料を登録口座から振替します。

なお、途中入会の場合は、入会月又は入会翌月の保護者負担金と合算して、保険料を登録口座から振替します。

※けがにより通院、入院となった場合は日額で定額が支払われます。小学校で掛けている保険とは異なりますので、医療費受給者証が使用できます。

## 6. 各種手続き関係

※提出は各児童クラブか教育委員会こども課まで

### ① 退会する場合

「退会届」を退会する日の1週間前までに提出ください。様式は児童クラブにあります。

離職、18歳以上65歳未満の兄姉・祖父母・叔（伯）父・叔（伯）母等との同居開始、産休（※1）・育休等（※2）により就労状況や家庭状況が変わり、入会基準に該当しなくなった場合は、速やかに退会の手続きをお願いします。

なお、一度退会された後に再度の入会を希望されましても、定員を満たしているため入会できない場合がありますので、ご注意ください。

- ・夏休み入会の方は「退会届」の提出は不要です。
- ・入会決定通知を受けた後、初登会前に入会を辞退する場合は、香南市教育委員会こども課まで「入会辞退届」を提出ください。様式はこども課にありますので、その場で記入のうえ提出してください。

※1…出産の場合、産後8週に達する日を含む月の月末まで在会することができます。

※2…育休中（両親とも育休取得の場合も同様）及び求職中の方は、定員（複数の児童クラブがある小学校ではその定員の合計）に10%以上の空きがある場合は入会することができます。

### ② 延長保育（学校のある日）の利用開始または利用終了

就労状況等が変わり、年度途中から延長保育（学校のある日）の利用を希望される場合は、開始日の1週間前までに利用希望届を提出してください。

延長保育の利用を終了する場合は、終了日の1週間前までに利用終了届を提出してください。

※月途中で利用開始・終了しても日割り計算はありません。また、開始日によっては、当該開始月分の延長保育料を翌月に口座振替することができますので、予めご了承ください。

※延長保育の利用開始の通知はありません。延長保育利用申し込み後、就労証明書等で、利用時間に該当しない場合は、確認の連絡をさせていただきます。

※延長保育を申込後は、当該年度3月末まで利用できます。また年度途中で利用終了した場合は、就労状況の変更等以外で、再度の利用申請はお断りさせていただきます。就労状況の変更の場合は、新たに就労証明書の提出が必要になります。

### ③ 保護者負担金減免申請

香南市では、児童クラブ活動の振興と保護者の経済的負担を軽減する目的で、保護者負担金の減免制度を設けています。なお、おやつ代、延長保育料、閉所時間超過料金、スポーツ安全保険料は減免されません。

#### ■対象となる世帯及び保護者負担金の減免額

対象世帯	保護者負担金減免額（年額）
生活保護法の規定により保護を受けている世帯	保護者負担金 全額
令和8年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	20,000円×在会月数／12 100円未満の端数四捨五入
就学援助費を受給している世帯	
納付が困難であると教育委員会が特に必要と認める世帯	市長の定める額

#### ■申請手続き

6月上旬頃に申請方法について案内を配布いたします。

6月以降の入会で、上記対象世帯に該当する方は速やかにお申し出ください。ただし、当該年度中の申請に限ります。また、夏休み休会等で保護者負担金の徴収がない月は、在会月数には含みません。

### ④ 休会する場合

【夏休み休会の場合】 設定した休会期間に応じて保護者負担金の徴収をします。

※金額の詳細については、6月上旬頃別途お知らせします。

【夏休み以外に休会される場合】 保護者負担金の免除・還付等はありません。（全額徴収）

休会し始めた日から連續して3か月休会が続いた場合は、原則として退会となります。

夏休み休会を希望される方は、6月上旬頃に案内を配布いたしますので、「夏休み休会届」を提出してください。その他の事情で休会を希望する場合は、児童クラブまたはこども課へ相談してください。

### ⑤ 就労状況（場所や時間）等に変更があった場合

速やかに就労証明書等を再提出してください。

様式は各児童クラブにあります。就労状況等の変更につきまして、ご本人からの申請がない場合、こども課より問い合わせをさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

また、就労状況等に変更が発生して90日以内に必要書類の提出のない場合は、退会していただく場合がありますので、ご注意ください。

### ⑥ 求職活動になった場合

離職した（する）日から90日以内に申立書を提出してください。

離職後、90日が経過する日の月末まで在会することができます。また、定員（複数の児童クラブがある小学校ではその定員の合計）に10%以上の空きがある場合は、申請により1回に限り、さらに90日延長可能とします。この期間内に就労証明書の提出がない場合又は他の入会理由がない場合は退会となります。

## ⑦ 世帯状況に変更が生じた場合

入会申込書提出時以降に、住所や名字・世帯構成に変更（転入出・出生・死亡等）が生じた場合には、「世帯状況変更届」の提出をお願いします。様式は児童クラブにあります。世帯状況に変更が生じたことで、入会基準（常態として放課後保育できないこと）に該当しなくなった場合は、速やかに退会の手続きをお願いします。その場合、「世帯状況変更届」の提出は不要です。

## ⑧ 保護者負担金の振替口座を変更される場合

金融機関等で手続き後、本人控（コピー可）を振替日の2週間前までに提出してください。  
口座振替依頼書は、こども課及び香南市内の各金融機関等にあります。

# 7. 緊急時の帰宅方法・臨時休会等について

地震、台風、大雨災害等の自然災害等が発生、あるいは発生することが予想される場合、児童クラブでは子どもたちの安全を確保し、事故を未然に防ぐために下記の方法により対応します。ご理解ご協力をお願いします。

※地震の場合は、状況により対応が変わることがあります。

※連絡帳支援システムにより必要な情報を配信しますので、メールアドレスの登録にご協力ください。登録方法等の詳細につきましては、入会決定後にご案内させていただきます。

原則、学校が臨時休校の措置をとった場合、児童クラブは休会とします。

また、それ以外の場合は以下のように対応します。

- ① 児童クラブへ来る前（学校管理下時）に自然災害等が発生、あるいは発生することが予想される場合  
→午前中に一斉下校の指示があれば、児童クラブは休会します。  
→給食後の一斉下校の場合は、状況に応じて開設・休会の判断をし、連絡帳支援システムにてお知らせいたします。ただし開設した場合でも、できるだけ早く保護者等のお迎えをお願いいたします。

- ② 児童クラブに来た後に自然災害等が発生、あるいは発生することが予想される場合

→教育委員会の判断により早めに帰宅させます。ただし、帰すことがかえって危険を伴うと判断される場合は児童クラブで待機させます。その場合は必ず18時（延長保育利用者は18時30分）までにお迎えに来ていただくようお願いします。

- ③ インフルエンザ等集団感染のため臨時休校、学校閉鎖、学級・学年閉鎖となった場合

→臨時休校、学校閉鎖の場合は、児童クラブも休会します。

学級・学年閉鎖の場合は、その学級・学年の児童はお休みとします。

※学校の判断で下校時間が早まった場合等、状況に応じて休会の判断をします。

その場合は、連絡帳支援システムにてお知らせします。（児童クラブには寄らずに帰宅）

- ④ 1日開設日（学校のない日）に自然災害等が発生、あるいは発生することが予想される場合

→午前7時時点で高知県中部に暴風警報が発令、または発令されると予想される場合は休会とし、連絡帳支援システムでお知らせします。



メモ



※この入会案内は申込の前によく読み、年度末まで大切に保管してください